

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保険推進協議会
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.7

09年2月25日発行



支援する会2月18日（水）浦和駅宣伝行動

次々回口頭弁論は 争点整理では済み

次回四月二十二日口頭弁論までに署名の積み上げを

裁判長より今後の 裁判進行についての質問

二月十八日、第七回口頭弁論は、原告側からパワーポイントを使つての第六準備書面の説明終了後、裁判長から、原告側に引き続き争点整理を続けるかという質問があり

ました。それに対して原告側は、争点の整理はできたと考えているが、被告側の釈明書には原告が争点であると指摘したことに對して争点ではないと述べているなど、まだ食い違いがあるので、裁判所が争点整理を行うことを希望すると述べました。これに對して、被告側も弁論準備で争点を明確にしたいと述べましたが、弁論準備は非公開となるため、原告側は公開の口頭弁論も引き続き行いたいと主張しました。その後、裁判官の合議により、次回は口頭弁論を引き続き行い、それまでに原告、被告双方がそれぞれ争点整理について意見

支援する会は、第七回口頭弁論に先立ち、浦和駅西口で、八時から九時の間、宣伝行動を行いました。十団体二十四人の参加で、八百枚のチラシを配布しました。今回は、新調した「人が人として生きる権利を取り戻そう」のスローガンの入ったのぼり旗を立て、横断幕をもって、人目をひく宣伝となりました。また、一月二十八日、地元三郷駅でも、のぼり旗を立て、七団体十一人で、宣伝を行っています。

第八回口頭弁論と宣伝の日程

日時：〇九年四月二十二日（水）

午前一〇時〇〇分～一〇時三〇分

傍聴の抽選は、九時三〇分です。

場所：さいたま地方裁判所一〇一法廷

*弁護団報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。

★当日、浦和駅西口宣伝をおこないます。

*時間は午前八時～午前九時

見を統一し、次々回の口頭弁論までに争点整理を行うことを決めました。

第七回口頭弁論の 原告側要旨

一方、被告側の主張は、「賃貸借証明書の提出」がなければ住居費の需要を確認できないとしています。被告は従前の契約書については確認しています。

今回、原告側で提出した第六準備書面は、原告の損害についての争点整理として、前回に続き以下三点をあげ、パワーポイントで説明しました。

①住宅費不支給による 損害について、

原告は賃貸借契約が期間満了となつていても法定更新が成立していれば従前の契約書が提出されれば住宅費の需要は確認できると主張しています。

「法定更新」とは、アパートなどを借りている際に、大家の都合で契約期間満了時に契約を更新しないことにする場合、そのことが期間満了の六ヶ月以前一年以内の間に通知されておらず、且つ同じように住み続けているならば、期間満了後も従前の契約が続いていると見なすということです。その場合、賃料も従前の契約のままということになります。



横断幕・のぼり旗でアピール
2月18日浦和駅西口宣伝

争点は、第一に法定更新の成立の要件を満たしているかどうか、第二に、法定更新が成立している場合にも「賃貸借証明書」の提出が必要かどうかの二点になります。第一の点については、原告はもちろん要件を満たしているとして主張しており、被告側は認否を曖昧にしています。第二の点については、原告側は原告らには本件アパート以外の住居はないので、住居費の需

要があることは明らかであり、法定更新が成立していれば従前の契約書で賃料を確認することができ、住宅費を支給すべきだったと主張しています。
②葛飾区への転居後に受給できなかった生活保護費の相当額について、原告側は、被保護者が福祉事務所の管轄を越えて転居する場合には、福祉事務所が被保護者が転居によって不利益を受け

争点は第一に、原告らが転居時に客観的に要保護状態にあったかどうか、それを客観的具体的な調



ないよう配慮する義務を負うと主張しています。また、この義務の違反が認められる要件は、転居時に被保護者が要保護状態であること、転居先への通知、被保護者への適切な助言を欠いたことであるとしています。被告側は、被保護者が生活保護を受けないという意思表示をしたのであり、その場合は福祉事務所は原告が主張するような義務を負わないと主張しています。

査により福祉事務所が確認し、自立可能性を確認したか。第二に、原告らが転居後は生活保護を受けないという任意かつ真摯な意思表示があったかどうか。原告側は、転居時に原告らが要保護状態にあることが客観的に確認できておらず、生活保護が必要でないという判断が適切なものでなかったとすれば、福祉事務所が被保護者が不利益をこうむらないように配慮すべき義務はなくなるというのが主張です。

支援する会事務局からのお願い

- さいたま地方裁判所あて署名
「憲法で保障された生存権を守り生かすため 公正な審理と判決を求める要請書」
・次回口頭弁論 4月22日(水)までに1万筆をめざします。
署名用紙は、埼玉社保協ホームページに掲載
<http://www.shahokyo.org/>
- 宣伝行動への参加
4月22日(水) 8時～9時
浦和駅西口
- 口頭弁論の傍聴
4月22日(水) 10時～
さいたま地方裁判所 101法廷
・9時30分に抽選があります。裁判所前にお並びください。
- 口頭弁論終了後、報告集会への参加
・埼玉弁護士会館で、口頭弁論の内容説明が行われます。

③一連の被告の行為による精神的苦痛に対する慰謝料について

原告側は、平成十七年二月の申請時から平成十八年六月の生活保護開始時までの間に生活保護が受給できなかったことで、不当に最低生活費以下の生活を強いられたこと、また原告らを三郷市外へ排除しようとする一連の被告の不当行為にもさらされ、さらに強度な精神的苦痛をこうむったということも主張しています。被告側は当然、不法行

為であるとは認めず、争う姿勢を見せています。被告側は第四準備書面と釈明書を提出しました。

次回 第八回口頭弁論は

第六回までの口頭弁論は、傍聴者に多数駆けつけて頂き、抽選での傍聴でしたが、前回は、抽選がありませんでした。次回、口頭弁論は、多数の傍聴参加をよろしく願っています。